

グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト
実施業務委託

プロポーザル募集要項

令和7年10月

豊島区都市整備部都市計画課

目次

1. 業務目的	1
2. 履行場所	1
3. 業務内容	2
4. 履行期間	4
5. 区の支出上限金額	4
6. 参加資格	4
7. 参加受付	5
8. 提案書の提出者の選定	6
9. 提案書等の提出	6
10. 提出書類の作成に関する留意事項	7
11. 質問の受付及び回答	7
12. 審査方法、評価基準及び結果通知	8
13. 受託候補者の特定等	9
14. 非選定理由に関する事項	9
15. 契約の締結等	10
16. その他	10
17. プロポーザル日程（予定）	10
18. 提出先・問い合わせ先	11
参考資料	12
各種様式	14

グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託

プロポーザル募集要項

1. 業務目的

本区は、基本計画に基づくまちづくりの方向性の一つとして、「誰もが居心地の良い歩きたくなるまち」を目指している。

本プロポーザルでは、「誰もが居心地のよい歩きたくなるまち」の推進を目的に、グリーン大通りの道路空間の活用、及び周辺施設（公園等）と連携した賑わい創出に資する事業の企画、実施、調査、分析を行う業者を選定する。

なお、本業務は国家戦略特別区域法に基づく、国家戦略道路占用事業の占用許可の特例を受け実施する。当該事業は令和8年度末に終了するため、令和9年度以降の道路空間活用の方法を併せて検討する。

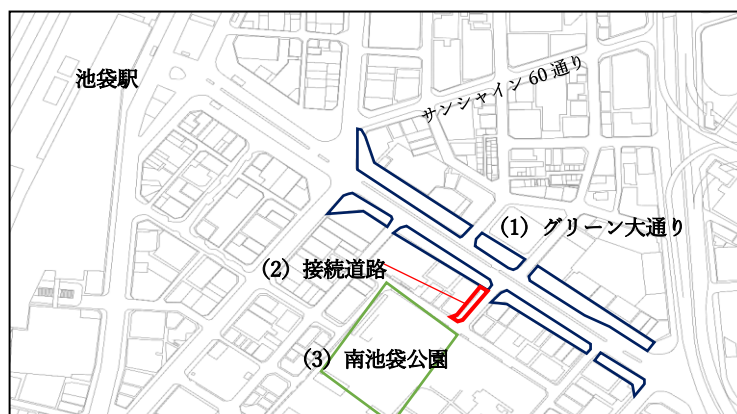
本要項は上記のことを踏まえ、公募型プロポーザルによる事業者を選定する手続きについて、豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第9条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2. 履行場所

- (1) グリーン大通り（特別区道 41-21 号線）歩道部
- (2) グリーン大通りと南池袋公園を接続する道路（特別区道 42-110 号線）歩道部 ※西側のみ
- (3) 豊島区立南池袋公園

※（１）（２）は国家戦略道路占用事業の適用区域として認定を受けている。

※具体的な活用可能エリアは【P12 参考資料】に記載



3. 業務内容

本事業はグリーン大通リエリアマネジメント協議会（以下、「GAM」という）が、国家戦略特別区域法に基づく、国家戦略道路占用事業の占用許可の特例を受け実施するものであり、道路占用主体、および各種イベントの実施主体はGAMとなることを踏まえ、以下の業務について行うものとする。

※ グリーン大通り沿道等の企業及び団体から構成されたエリアマネジメント団体であり、豊島区が事務局を務める。

（１）各種イベント等の企画運営業務

○イベントの内容、実施日数、実施時間等は提案事項とする。

（イベント名称も提案事項に含むが、企業名の使用は禁止とする。）

○イベント実施においては、少なくとも一日以上、4公園（南池袋公園、池袋西口公園、中池袋公園、としまみどりの防災公園（IKE・SUNPARK））と同日に連携し、イベントを開催すること。なお、連携については池袋エリアの回遊促進に資する内容を含むこと。

○イベントの実施においては、エリア内の利用者や歩行者、自転車等の安全確保に努めること。

○イベント実施に伴う各種申請手続き（警察・消防等）は受託者が行うこと。

○イベント実施に伴う資材・什器等は受託者が準備すること。

○イベントの設営・撤収作業は受託者が行うこと。

○イベントの実施前に、事業に関するPR活動を積極的に行うこと。

（ホームページ、SNS、チラシ等）

○区の文化・観光事業と積極的に連携を図ること。

○グリーン大通りの滞在快適性向上に資する取組みを同時に行うこと。

○滞在快適性に資する取組みの内容については提案事項とする。

（２）調査・分析業務

○調査・分析は、以下のことを踏まえ提案すること。

①賑わいの創出に関すること

②回遊性向上に関すること

③滞在快適性の向上に関すること

＜調査・分析内容（例）＞

・アンケートによる調査・分析

・ビーコンやAIカメラによる人流の調査・分析

・まちなかの居心地の良さを測る指標に基づく調査・分析

（※『まちなかの居心地の良さを測る指標』（令和5年5月31日付国土交通省発出））

(3) グリーン大通リエリアマネジメント協議会全体会への出席

○受託者として事業を進めるうえでの事前協議および実績報告を行う。

※運営は事務局（区）が行う。

○出席は2回/年を想定。

(4) 業務報告書の作成

○受託者は、(1)～(3)の業務完了後、成果を業務報告書にまとめ、速やかに区へ提出すること。なお、提出前に受託者から区に対して十分な報告をし、問題があれば履行期間までに修正のうえ、再提出するものとする。

○成果品の提出については以下の通りとする

① 業務報告書3部（A4 パイプ式ファイル（A3 用紙はZ折））

② ①の電子データ1式

③ 納入場所：豊島区都市整備部ウォーカブル推進担当課（都市計画課）

※成果品（著作物に関する著作権も含む。）は全て区に帰属する。受託者は区の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。

【留意事項】

①グリーン大通りの活用をメイン会場とするため、南池袋公園のみを使用する等の提案は認めない。

②イベントの実施においては、売上や購買客数、収益の使途等を報告すること。

③イベントの実施においては、周辺の公園や施設等と積極的に連携し、エリア全体の賑わい創出の促進に努めること。

④イベントの実施においては、履行場所が公共空間であることを踏まえ、秩序と風紀の保持に努めること。

⑤イベントの実施においては、グリーン大通りの電源・給排水設備の利用が可能である。利用にあたっては事前に区と協議を行うこと。設備配置の詳細は【P12 参考資料】に記載。

⑥イベントの実施においては、グリーン大通リエリアマネジメント協議会および区が所有している各種什器の貸出が可能である。貸出にあたっては事前に区と協議を行うこと。什器の詳細は【P13 参考資料】に記載。

⑦多様な人々をひきつける魅力的なサービスの提供に努めること。

⑧地域の方々からのご意見やご要望に可能な限り応えとともに、必要に応じ地域と連携した活動を行うこと。

⑨環境の美化に努めること。

⑩ごみの減量、再資源化や省エネルギーなど環境保全に努めること。

- ⑪イベント等終了後、原状回復を行うこと。
- ⑫災害時は、行政（区、警察、消防等）の指示に従うこと。
- ⑬イベント実施にあたっては、賠償責任保険等に参加すること。
- ⑭南池袋公園の利用にあたっては、【P12 参考資料】を確認のうえ、事前に利用方法について公園緑地課と協議すること。
- ⑮南池袋公園の利用にあたっては、公園緑地課と協議後に、「南池袋公園をよくする会※3」に出席し、事業内容について審議を経ること。なお、審議の結果によっては事業内容の変更が必要となる場合がある。
(※3 近隣町会・商店会、近隣寺社、豊島区都市整備部（公園緑地課）、維持管理業者等で構成され、公園の使用案件に関する審査を行う会)
- ⑯南池袋公園の利用にあたっては、原則として、芝生部分の使用（什器設置等）は不可とする。
- ⑰南池袋公園は、芝生養生のため一定期間は芝生全面または一部への一般人の立入りも禁止となるとともに、コンディション次第では不定期に養生を行う場合がある。具体的な利用可能日程については、公園緑地課に確認を行うこと。

4. 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

5. 区の支出上限金額

5,000,000円（消費税含む）

6. 参加資格

プロポーザルの参加資格は、以下の要件を満たす者とする。要件（3）以外の基準日は、参加意向申出書の提出日現在とする。

- （1）豊島区での競争入札参加資格を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （3）参加意向申出書の提出日から受託候補者の特定の日まで、豊島区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（平成20年8月1日総務部長決定）による指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱（平成21年3月6日総務部長決定）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- （4）本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- （5）過去2年間に銀行取引停止がなく、経営不振の状態にないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律

- 第 225 号) 等により更正又は再生手続きを開始しているもの
- (7) 法人税または所得税、消費税等の未納がないこと。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者の統制下にあるもの
 - (9) 政治団体（政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
 - (10) 宗教団体（宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）
 - (11) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴の提起された日から 2 年を経過しない者であるもの
 - (12) 法令等の規定により許認可が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していないもの
 - (13) 過去 3 年間で、賑わいの創出を目的としたまちづくり活動の実績（イベントの開催等）を有すること。
 - (14) 共同企業体による提案については、妨げない。ただし、共同企業体に参画する企業すべてが、参加資格を満たすこと。また、構成員の数は任意とする。
 - (15) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として応募することはできない。
 - (16) 参加表明書の提出以降に共同企業体の構成員の変更及び追加を行う場合には、新たに本業務に参加することとなる構成員及び変更後の共同企業体の構成が、本業務の参加に必要な資格条件を満たしていることを証する書面を添えて申請のうえ、区の書面による承諾を得るものとする。

7. 参加受付

- (1) 受付期間：令和 7 年 11 月 21 日（金）午前 9 時から
令和 7 年 12 月 4 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出書類及び提出部数

提出書類	様 式	部数
① 参加意向申出書 委任状（共同企業体の提案の場合）	様式 1－1 様式 1－2	1 部
② 企業等概要説明書	様式 2	1 部
③ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	任意様式	1 部

④ 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面	任意様式	1 部
⑤ 過去のまちづくり活動や企業活動の実績を記載した書面	任意様式	1 部

(3) 作成に関する留意事項：【10. 提出書類の作成に関する留意事項】参照

(4) 提出場所：【18. 提出先・問い合わせ先】参照

(5) 提出方法：持参または郵送（提出期限日時必着のこと。）

※持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで提出可

- ・①②③④⑤を A4 判フラットファイル等にまとめ、ファイル表紙に応募者名を表記

8. 提案書の提出者の選定

参加意向申出書等を提出した者には、令和7年11月25日（月）以降に参加資格結果通知書により通知する。参加資格の要件を満たす者（以下、「提案者」という。）に対しては、プロポーザル関係書類提出要請書をあわせて通知する。提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を記載して通知する。

9. 提案書等の提出

(1) 受付期間：令和7年12月5日（金）午前9時から

令和7年12月25日（木）午後5時まで

(2) 提出書類及び提出部数

提出書類	様 式	部数
⑥ 【7. 参加受付】の際に提出した②③④⑤の資料	—	12 部
⑦ 提案書 ※「(6) 提案書に記載する内容」を参照し、作成すること	様式3 任意様式	12 部
⑧ 参考見積	任意様式	12 部
⑨ ⑥⑦⑧の PDF データ	電子記録媒体	1 部

(3) 作成に関する留意事項：【10. 提出書類の作成に関する留意事項】参照

(4) 提出場所：【18. 提出先・問い合わせ先】参照

(5) 提出方法：持参または郵送（提出期限日時必着のこと。）

※持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで提出可

- ・⑥⑦⑧を1部ずつ A4 判フラットファイル等にまとめ、ファイル表紙に応募者名を表記
- ・⑨は電子記録媒体（CD-R）で提出

(6) 提案書に記載する内容

1. 業務実施方針

2. 業務実施内容（各種イベント等の企画運営業務）

3. 業務実施内容（調査・分析業務）
4. 業務実施体制
5. 持続可能な賑わい創出事業の展望についての提案事業者の考え（国家戦略道路占用事業の終了を踏まえて）
6. 収支計画書
7. その他（特筆することがあれば記載）
8. スケジュール

10. 提出書類の作成に関する留意事項

- （１）提出書類は、別添の所定様式及び本留意事項に基づき作成すること。
- （２）用紙は A4 判縦サイズ、横書き、片面印刷を基本とすること。
- （３）印刷は必要に応じてカラー印刷としてもよい。
- （４）文字サイズは 10.5 ポイント以上を基本とすること。
- （５）提出書類作成の際に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

11. 質問の受付及び回答

（１）本要項に係る質問

○質問方法

方法：様式 4「質問票」に質問を記入し、電子メールで行うこと。

宛先：【18. 提出先・問い合わせ先】を参照

件名：「グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託
プロポーザル募集要項に関する質問（会社名）」

○質問受付期間 令和 7 年 11 月 21 日（金）午前 9 時から
令和 7 年 11 月 27 日（木）午後 5 時まで

○回答方法 令和 7 年 12 月 1 日（月）までに電子メールで回答

（２）提案書等に係る質問

○質問方法

方法：様式 4「質問票」に質問を記入し、電子メールで行うこと。

宛先：【1. 提出先・問い合わせ先】を参照

件名：「グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託
プロポーザル提案書等に関する質問（会社名）」

○質問受付期間 令和 7 年 12 月 8 日（月）午前 9 時から
令和 7 年 12 月 14 日（日）午後 5 時まで

○回答方法 質問及び回答をとりまとめたうえで、全提案者に対し、

令和 7 年 12 月 17 日（水）までに電子メールで回答

12. 審査方法、評価基準及び結果通知

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。豊島区グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託プロポーザル方式業者選定委員会設置要領（令和 7 年 10 月 1 日都市整備部長決定）に規定する区職員により構成する選定委員会が審査し、選定する。

（１）一次審査（書類審査）

提案書等を提出した全提案者を対象に書類審査を行う。一次審査の結果は、令和 8 年 1 月中旬ごろに、提案書等を提出した者に電子メールにより通知する。なお、二次審査には上位三者を選出予定。

（２）二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提案者は、提案書等の内容について、プレゼンテーションを行う。選定委員会は業務に実際に携わる配置予定の管理技術者及び担当技術者に対してヒアリングを実施し、審査する。時間・会場等の詳細については、一次審査合格者に対し、別途電子メールにより通知する。

なお、二次審査には、配置予定の管理技術者及び担当技術者、またその他業務の区分けに応じて、各分野の担当者が出席するものとする。

①二次審査日時：令和 8 年 1 月 29 日（木）

②二次審査会場：豊島区内の指定会場

③説明時間等：提案の説明は 15 分程度とし、その後 10～20 分程度質疑を行う。説明にあたっては、企画提案書のみを使用するものとする。

（３）評価基準

各審査項目について、以下の判断基準により評価を行う。

【一次審査】

審査項目	評価基準
業務目的の理解度	・「誰もが居心地の良い歩きたくなるまちの推進」を踏まえた提案となっているか ・イベント実施だけでなく、周辺施設への回遊を促す提案となっているか
当地区への精通度	・当地区の特性を熟知しているか
実施体制	・適切な実施団体（企業等）であるか ・管理者、担当者が必要な専門能力、資格、業務経験年数、マルシェ等の運営実績を有しているか ・適切な作業分担により、円滑な業務を遂行できる体制となっているか

審査項目	評価基準
	・地域等との連携を意識した体制となっているか ・適切な業務スケジュールとなっているか
業務内容における先進性、実現可能性、継続性、地域連携	・【３．業務の内容】についての的確に理解しているか ・【３．業務の内容】に則した業務実施内容となっているか。 ・先進性のある内容となっているか ・将来的に実現可能な内容となっているか ・持続可能な内容となっているか ・周辺町会や商店会及び事業者等と連携した内容となっているか
見積金額	・満点×（最低提案額/自己提案額）

【二次審査】

審査項目	評価基準
活動内容	・説明が首尾一貫しており、将来を見据えた活動内容となっているか
目的に即した実行力等	・GAMをはじめ、地域団体等との協議に際し、円滑なコミュニケーションが期待できるか ・ヒアリングでの提案説明、質疑応答が適切で明快か ・プロジェクトに対する認識にずれがないか ・プロジェクトへの取組みに熱意や意欲があるか
将来への展望	・まちづくりに関わる本事業の役割、展望を描けているか ・提出書類を参考にヒアリングを通して確認する

13. 受託候補者の特定等

- 選定委員会において、提案の評価などを総合的に審査し、一定の水準以上を満たしたものの中で一位として決定した者を受託候補者として特定する。
- 評価が同点となった場合は、二次審査の評価で優劣を判断する。二次審査も同点となった場合は、再度書類審査の評価を行い、優劣を判断する。
- 選定結果については、令和８年２月２日（月）以降に自己の結果のみを電子メールで通知する。
- 評価内容および選定結果に対する問い合わせは一切受け付けない。

14. 非選定理由に関する事項

- （１）参加資格が認められなかった者、一次審査及び二次審査において選定されなかった者は、結果についての書面が通知された日の翌日から起算し

て7日（休日を除く）以内に、書面により、苦情を申し立てることができる。

- (2) 上記（1）に基づき、苦情を申し立てられたときは、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により回答する。
- (3) 苦情申立書の請求、受付場所
【18. 提出先・問い合わせ先】を参照

15. 契約の締結等

- (1) 特定された受託候補者との協議が整った場合は、グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託の契約を締結する。
- (2) 受託候補者が辞退、又は特別な理由により受託候補者と契約締結できない場合は、【13. 受託候補者の特定等】で順位付けした受託候補者の順に契約交渉をする。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (3) 業務委託仕様書は、本要項及び提案書等をもとに協議を行い作成する。
- (4) 契約時期は、令和8年4月1日を予定。

16. その他

- (1) 提出書類等に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 提出書類の作成・提出及びヒアリング等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (4) 提出された参加意向申出書等及び企画提案書等は返却しない。また、提出された書類は提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類差換え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、豊島区が複製を作成することがある。
- (7) 豊島区は選定された企画提案書の内容に拘束されない。
- (8) この要項に定めるものの他、必要な事項については選定委員会が別に定める。

17. プロポーザル日程（予定）

区分	スケジュール等
① 第1回業者選定委員会	令和7年10月23日(木)

区分	スケジュール等
② 募集要項の公表	令和 7 年 10 月 31 日（金）～令和 7 年 11 月 20 日（木）
③ 募集要項に関する質問受付	令和 7 年 11 月 21 日（金）～令和 7 年 11 月 27 日（木）
④ 募集要項に関する質問回答	令和 7 年 12 月 1 日（月）までに電子メールで回答
⑤ 参加意向申出の受付	令和 7 年 11 月 21 日（金）午前 9 時～ 令和 7 年 12 月 4 日（木）午後 5 時まで
⑥ 参加資格確認結果通知書・ プロポーザル関係書類提出 要請書の送付	令和 7 年 11 月 25 日（火）以降
⑦ 提案書等の受付	令和 7 年 12 月 5 日（金）午前 9 時～ 令和 7 年 12 月 25 日（木）午後 5 時まで
⑧ 提案書等の質問受付	令和 7 年 12 月 8 日（月）～令和 7 年 12 月 14 日（日）
⑨ 提案書等の質問回答	令和 7 年 12 月 17 日（水）までに電子メールで回答
⑩ 第 2 回業者選定委員会 ・一次審査	令和 8 年 1 月予定
⑪ 一次審査結果通知送付	令和 8 年 1 月中旬予定
⑫ 第 3 回業者選定委員会 ・二次審査	令和 8 年 1 月 29 日（木）
⑬ 受託候補者結果通知	令和 8 年 2 月 2 日（月）以降
⑭ 審査結果の公表	令和 8 年 4 月 1 日（水）以降

18. 提出先・問い合わせ先

〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-4 5-1

豊島区都市整備部都市計画課ウォークブル推進グループ

電話 : 03-4566-2640（直通）

FAX : 03-3980-5135

メールアドレス : A0022603@city.toshima.lg.jp

<履行場所詳細図面>

28-14
大和証券池袋ビル

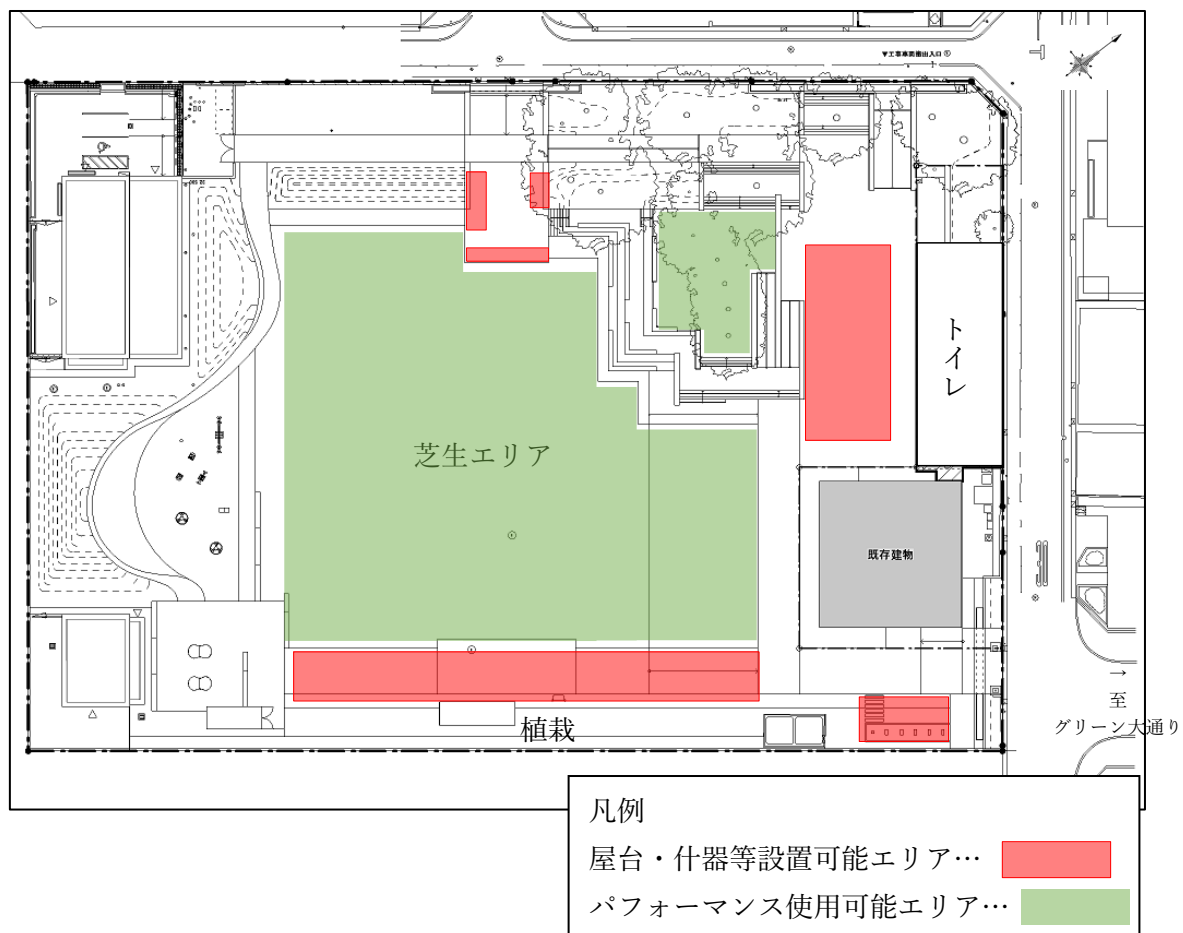
29-4
木村整形外科

29-9
擔保ジャパン日本興業南池袋ビル

活用可能エリア…

グリーン大通り

(3) 豊島区立南池袋公園



<グリーン大通りエリアマネジメント協議会および区が所有している各種什器一覧>

什器名称	個数	備考
カフェテーブル	22 台	直径 60 cm 円形
カフェ用椅子	59 脚	
人工芝②	1 枚	200 cm×500 cm マットタイプ
長テーブル	20 台	45 cm×150 cm
イーゼル看板	3 枚	幅 45 cm 高さ 90 cm チョーク用

(様式 1 - 1)

参加意向申出書

業務名称：グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託

上記業務のプロポーザル方式に関して参加を希望しますので、必要書類を添えて参加意向申出書を提出します。

・東京都電子自治体共同運営電子調達サービスの登録の有無 (有・無)

※有無のいずれかに○をつける

令和 年 月 日

豊島区長 高際 みゆき 様

(提出者)

住所

会社名等

役職

代表者名

電話番号

(担当者)

部署

氏名

電話番号

FAX

E-mail

(様式 1 - 2)

委 任 状

(各構成員の代表者から代表構成員の代表者への委任状)

委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印

※ 記入欄が不足する場合は、欄を追加してください。

私たちは、下記の事業者を応募者の代表事業者とし、グリーン大通り等における販
わい創出プロジェクト実施業務委託に関し、下記の権限を委任します。

受任者 (応募者の 代表事業者)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任事項	1 審査書類の提出に関する件 2 応募辞退に関する件 3 応募及び提案に関する件

(様式 2)

企業等概要説明書

会社名等	
代表者名	
所在地	
電話番号	
FAX	
E-mail	
ホームページ	
設立年月日	
資本金額	
事業概要	
営業所数	
従業員数	
(区分)	
豊島区競争入札参加資格の有無	有・無

(様式 3)

提案書

(業務名称) グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託
上記業務について提案書に関係資料を添えて提出します。

令和 年 月 日

豊島区長 高際 みゆき 様

(提出者) 住所

会社名

代表者 役職

氏名

印

電話番号

担当者 部署

氏名

TEL

FAX

E-mail

(様式 4)

質問書

業務名称：グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託

質問者 連絡先	会社名等	
	部署	
	担当者氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
質問事項		